

法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会小委員会の設置について

分科会等名：包括的反差別法検討小委員会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員若しくは会員又は連携会員以外の者
3	設置目的	本小委員会の設置目的は、包括的反差別法の制定に向けた課題について、親分科会の法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会が科学者委員会ジェンダー・エクイティ分科会、法学委員会ジェンダー法分科会等の関連分科会とも協力しながら審議し、その成果を「提言」としてまとめることができるよう、調査・情報整理・素案作成を行うことにある。包括的反差別法の制定は、国連人権諸機関から日本政府に対して何度も勧告がなされているが、その課題が共有されているとは言い難い。本小委員会では、性別（ジェンダー）・国籍・民族・障害・部落問題などに基づく差別に関して専門家や関連団体との意見交換を図るとともに、交差差別にも留意し、包括的反差別法に関する国際比較を行って、学術的課題を整理することを目指す。また、シンポジウムを開催して広く市民の意見を聴取し、法整備に必要な課題を整理したい。
4	審議事項	1. 包括的反差別法制定に係る審議・調査に関すること 2. 包括的反差別法制定の意義と必要性に関する意思表示（提言等）のための情報整理と素案作成に協力すること に係る審議に関すること
5	設置期間	令和6年4月23日 ～ 令和8年9月30日
6	備考	